第３編　学校の危機管理

第３部　事件・事故

第１章　防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）

第１　児童・生徒の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針
第２　校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成
第３　防犯マニュアル（例）
第４　幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト

第２章　新興感染症編

第３章　大規模な事故編

第１　大規模な停電
第２　爆破予告等における対処事例

第４章　テロ、NBCR災害編

第１　テロ行為
第２　NBCR災害（テロによる場合を含む）
第３　教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

都立高校における起震車体験

第３編　学校の危機管理

第３部　事件・事故

第１章　防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）

第１　児童・生徒の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針

学校は、児童・生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事故・事件が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する必要がある。

学校内の安全確保に関する危機管理の目的は、次の４点である。

○　児童・生徒や教職員の命を守ること。
○　危険を察知し、事故・事件の発生を未然に防ぐこと。
○　万一、事故・事件が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること。
○　事故・事件の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること。

第２　校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成

学校独自の校内の安全確保に関する学校危機管理計画（防犯編）（以下、「防犯マニュアル」という。）の作成について、文部科学省は、次の４点の作成上の留意点を示している。

○　文部科学省、各自治体等が作成したマニュアル等を参考にする。
○　警察や防犯協会等の資料や助言を参考にする。
○　各学校の特性・実態に応じたものとする。
○　具体的で誰にでもわかるような明確な内容や表現とする。

『学校の安全管理に関する取組事例集（平成15年10月発行・文部科学省）』から

特に、実効性を高めるためには、

・　職員室が２階にあり、１階の教室に不審者侵入の場合は危険度が増す、校舎の構造上、特別教室の裏が死角になりやすい、など自校の課題を明確にする。
・　上記の課題を補うため、不審者に対する施設上の独自の弱点箇所を継続的に、教職員の巡視等を行うなど、学校独自の危機管理体制を構築する。
・　保護者・地域社会・関係機関の実態に応じて、連携を図る上での留意点を共通理解する。など、実際に対応する教職員が、自校の実態に即した学校独自のマニュアルを作成することが必要である。

１　校内の安全確保に関する防犯マニュアル作成の目的

(1) 校内の防犯に関する危機管理の具体的な方法及び教職員の役割等を明らかにし、危機管理体制を確立する。
(2) 防犯マニュアルの作成等を通して、学校の危機管理の問題点を明らかにするとともに、教職員の危機管理意識や対応能力の向上を図る。また、訓練などを通して定期的に見直すことにより、その学校の危機対応の全体的なレベルを高める。
(3) 家庭及び地域の関係機関・団体等との連携や協力体制を整備する。

２　防犯マニュアル作成の手順

自然災害における学校危機管理計画の作成（２７ページ　第１「計画の作成」参照）に準じて、安全担当者（主幹・主任）を加えた学校危機管理委員会において、各学校の実態や地域等の実情を的確に把握し、それに合った防犯マニュアルを作成する。

【作成の手順例】

①防犯マニュアルに記載する内容についての情報収集

①文部科学省・都区市教委などの参考資料

②警察・消防署などの資料

③参考図書、新聞等（※研修会の資料等を参考にする。）

④他校の防犯マニュアル

↓

②項目の設定

①子供、教職員、学校環境等の実態

②地域・関係機関等の実態

③校長等の作成方針（※自分の学校の実情に合ったものにする。）

④教職員の意見

⑤関係機関等の意見

↓

③原案の作成

↓

④原案についての意見聴取

①関係機関等の意見
（※学校安全委員会、学校保健委員会などの組織を活用すると有効である。）

②校長等の意見

↓

⑤原案の修正

↓

⑥全教職員での協議

↓

⑦校長による決定

3　防犯マニュアル作成の観点と内容例

各学校が作成する防犯マニュアルに記載する事項は、各学校の実態や地域の実情等によって異なるが、基本的には、次のような点に留意し、内容を検討する。

○　危機対応に当たっての基本的な考え方や重点に関すること。
○　安全教育及び研修の実施に関すること。
○　緊急事態発生時の緊急対応組織や各係の役割に関すること。
○　不審者侵入時の具体的な対応の仕方に関すること。
○　施設・設備等の使用等に関すること。
○　的確な情報の収集や提供等に関すること。
○　家庭や地域の関係機関・団体等との連携に関すること。
○　心のケアに関すること。
○　教育活動再開に関すること。
○　その他必要な事項に関すること。

その際、より活用できるものにするため、図を活用することや、次のような内容を盛り込むことも考えられる。

○　対応の手順一覧表
○　児童・生徒の保護者引き渡しに関すること。
○　通報等の文例（関係機関等への緊急通報、支援要請、校内放送など）
○　関係機関等の電話番号・FAX番号一覧表など
○　防犯用器具等に関すること。
　・　種類と使い方並びに使用に当たっての留意点等について
　・　防犯用器具などの配置図等
○　記録用紙等の様式（受付名簿、負傷者一覧表、事件の概要記録用紙、巡回日誌、児童・生徒の引き渡し確認カード、教育委員会への速報用紙など）
○　応急手当の方法並びにそれに必要な用具等の保管場所など
○　教職員への緊急連絡の方法など
○　不審者チェックの仕方など
○　チェックリスト
　・　危機管理の取組状況を点検するもの
　・　発生時等に必要な対応をしたかどうかが点検できるもの

4　防犯マニュアル作成に当たっての配慮事項

防犯マニュアルは、実際に機能し、児童・生徒の安全が確保される対応が迅速・的確に行われるとともに、状況に応じて臨機応変に対応できるものにしておくことが大切である。そのため、作成に当たっては、現実に起こりうることを想定するとともに、平素は教職員がいろいろな場所にいることを想定した上で、突然に発生する事件・事故に対応できるものにしておかなければならない。

そのためには、次のような点に配慮することが大切である。

○　児童・生徒の安全確保を最優先にしたものにする。
○　職員室等で情報が集中管理できるとともに、可能な限り教職員等が情報を共有できるような内容とする。
○　学校、家庭、地域、関係機関等の実情にあったものにする。
○　日常の勤務状態からスムーズに担当・班の業務につくことができるものにする。
○　各担当・班が連携を図りながら対応できるものにする。
○　関係機関、教育委員会等の意見も参考にしながら作成する。
○　多様な事態に対応できるものにする。
・教職員が出張・年休等で不在、不審者の状況（様々な凶器、特定できない侵入経路・人数）、授業中・休憩中・校外学習中・登下校中等における事件・事故発生等
○　不審者が侵入した場合、登下校などに起こりうる様々な状況を予測し、対応できるものにする。
○　突然、不審者が校内に現れ、危険な行動を起こした場合にも対応できるものにする。
○　あまり複雑でなく、全ての教職員等に分かるものにする。

5　防犯マニュアルの改善

危機への対応は容易ではない。学校の実態や地域の実情は様々であり、その捉え方により防犯マニュアルの内容は変わってくる。また、完璧であると思った防犯マニュアルが、防犯避難訓練を行ってみたところうまく機能しない場合がある。

したがって、機能するかどうか定期的に訓練等を通してチェックするとともに、より迅速・的確な対応を行うために必要な事柄を追加するなど、改善しながら、より実効性のある防犯マニュアルにしていくことが大切である。

(1) 改善の視点

○　危機管理の目的を達成するために必要な内容が網羅されているか。

○　機能する組織・体制であるか。また、各係の業務を迅速・的確に行うために必要なことが記載されているか。

(2) 改善のための手順 毎年度末など定期に、次のような手順で、改善する必要のある内容等を整理し、適切に改善を図り、より実効性のある防犯マニュアルにすることが大切である。

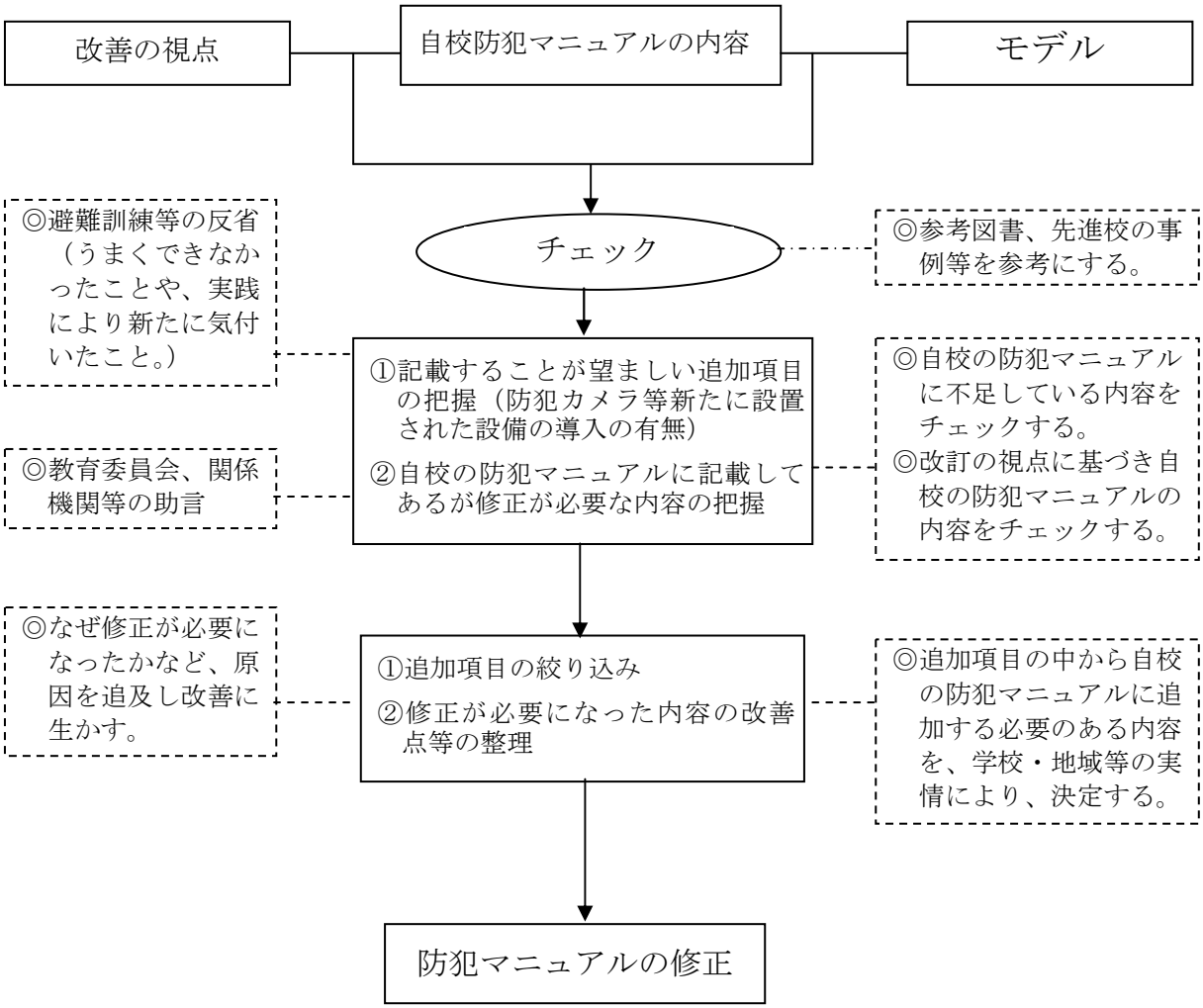

『1～5　参考　元文部科学省スポーツ・青少年局体育官　戸田芳雄氏による防犯教室指導者講習会配布資料から』
※なお、本資料は、全体を通して、島根県雲南市立三刀屋小学校長木次勝義氏の資料を参考とし、一部改変している。

第３　防犯マニュアル（例）

１　日常の安全確保

登校時	巡回担当	①　始業前の正門・南門指導は、校内巡視当番表により、○時○○分から○時○○分まで行う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ②　通常の授業時は、○時○○分に全ての門を閉め、施錠する。 ③　その際、児童・生徒の登校状況を把握し、門の開閉時の安全に十分に配慮する。
	受付	①　遅刻した児童は、正門横の通用口から登校させる。 ②　受付（経営企画室）で児童・生徒の学年、組、名前、体調等を確認し、教室へ行くよう指示するとともに、職員室へ報告する。 ③　その際、児童・生徒と一緒に部外者が入ってこないように周囲の状況を確認しておく。
	教員	①　通勤時に、通学路を歩きながら点検をし、気になったことを副校長に報告するとともに、「教員用地域安全マップ」（副校長前に掲示）に記入する。 ②　通勤時に児童・生徒の登校状況を把握し、不審者等の訴えがあった場合には副校長に報告する。 ※　事前に本日の訪問者が分かっている場合は、必ず受付に連絡しておく。
授業時・休憩時	巡回担当	①　授業時間及び休み時間中の校内巡視は、必ず「笛」を携帯し、校内巡視当番表により○○時○○分から○○時○○分まで実施する。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ②　正門横の通用口が閉まっている状態であることを確認する。 ③　死角箇所等、定められたチェック箇所を中心に巡回する。 ④　さすまた（不審者に遭遇した場合に使用するための道具）の保管場所、非常通報ボタンや非常ベルの状況を確認する。
	受付	①　校内からの退出は正門横の通用口を使用するよう徹底する。（正門・南門は施錠中） ②　来訪者の所属、氏名、用件を確認し、受付名簿の記入と、「来訪者カード（名札）」の着用を依頼する。 ※　特に挙動が不審な場合には、受付はすぐに職員室（副校長）に内線で連絡し、指示を仰ぐ。 ③　保護者については、年度当初に配布した「保護者カード（名札）」の着用を依頼する。忘れた場合は、来訪者カードを着用してもらう。 ④　用件終了後、受付で、受付名簿に退校のチェックと来訪者カードの返却を依頼し、通用口から退校するのを見届ける。
	教員	①　毎休み時間は、教室・廊下等歩行時に、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、児童・生徒の動きに注意を払う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ②　教室等、指導場所から職員室への移動の際に、その間の廊下及び窓から死角箇所（特に、正門横の通用門）を見るようにする。 ※　特に、正門横の通用口から入校してくる人物には常に注意を払い、受付までの案内表示にある動線以外を歩いている来訪者には必ず声をかける。 　要件を聞いた上で受付まで、来訪者の後方から案内する。 ③　廊下等で来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。 ④　出勤から退勤するまでは、必ず「笛」を携帯し、万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせる。 ⑤　本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「名札」を着用する。 ＜不審者情報があった場合の対応について＞ ○受付からの一報の場合 ・校長へ連絡後、電話を受けた教員を含め可能な限り複数の教員で、受付へ駆けつける。ただし、１名は職員室で待機し連絡・調整をする。 ○外部から一報の場合 ・「内容」「情報提供者の名前・連絡先」を確認し、校長・副校長・主幹教諭に連絡する。 ※集団下校等の実施について検討し、学校配信メール及び文書により情報を発信する。

下校時・放課後	巡回担当	①　下校時の正門・南門指導は、校内巡視当番表により、○時○○分から○時○○分まで行う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ②　通常の授業時の下校時刻は、基本的に、○○時○○分から○○時○○分までとする。 ③　○時○○分に全ての門を閉め、施錠する。 ④　放課後の巡視は、校内巡視当番表により、毎月第○○曜日と第○○曜日に○○時○○分から○○時○○分まで実施する。 ⑤　放課後の巡視時には安全点検を同時に行い、状況を把握し点検表に記入する。安全担当の主幹は、安全点検内容を確認し、点検状況について、副校長に報告する。
	受付	来訪者については、授業時・休憩時と同様に対応する。
	教員	①　学級活動等により残留する児童・生徒の状況（何名が、何時まで）を職員室残留黒板に記入する。 ②　下校後、残留している児童・生徒等は正門横の通用口を使用するよう指導する。

都立高校における宿泊防災訓練

2　不審者侵入時対応（全校種対応例）

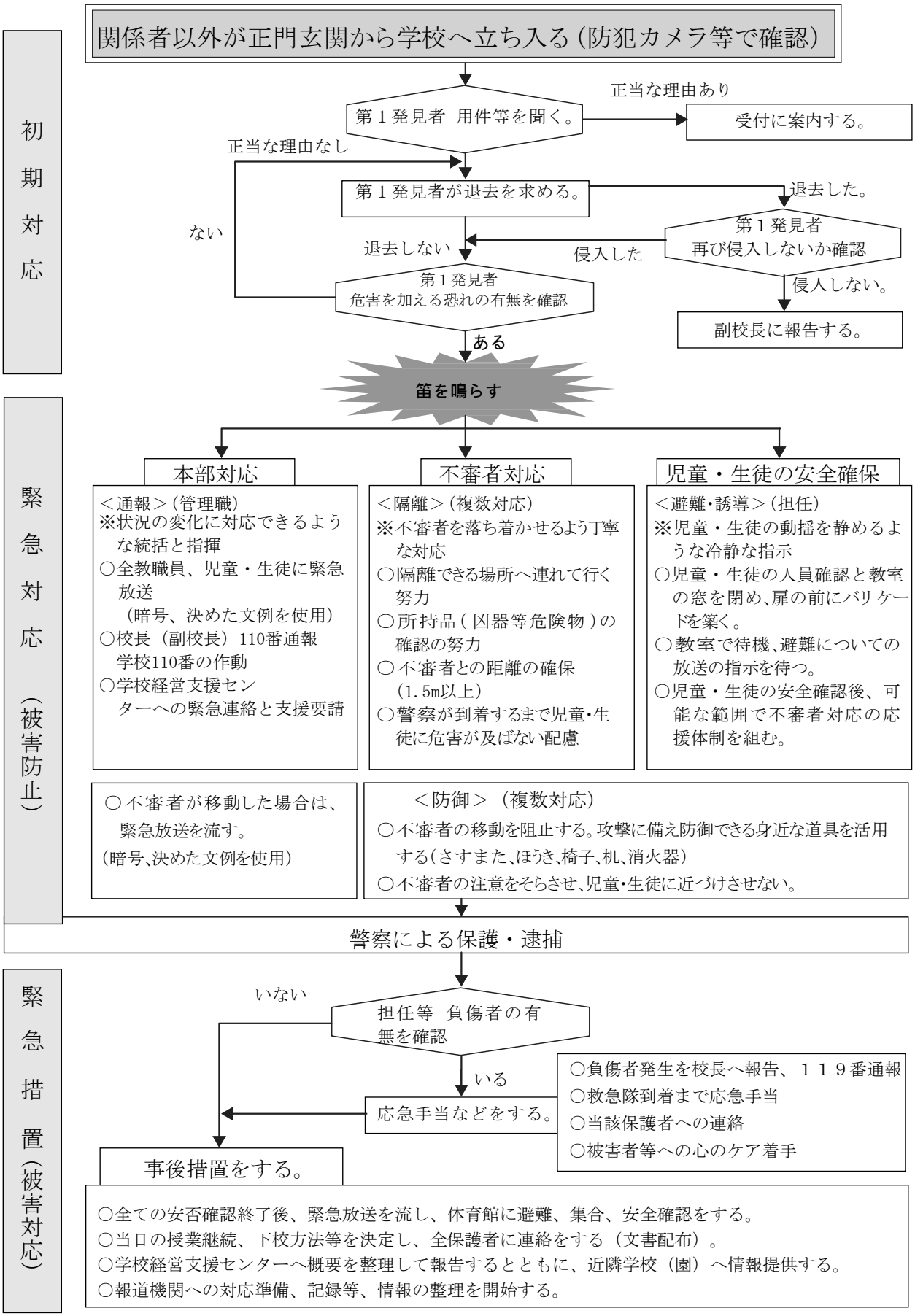

第４　幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト

評価は、「Ａ：行っている　Ｂ：おおむね行っている　Ｃ：不十分である　Ｄ：全く行っていない」とし、ＣとＤの場合には改善の手立てを記入する。

なお、文中においては、幼稚園も含めて「学校」と記す。

〔日常の安全確保〕

観　点	具　体　的　点　検　項　目	評価	改善の手立て
Ⅰ　活用できる「○○学校防犯マニュアル」の作成	1　学校や地域の実態を考慮した本校の防犯マニュアルを作成しているか。		※　時期、方法などを記入（以下、同様）
	2　防犯マニュアルは毎年見直し、改善を行い、より実効性のあるものにしているか。		
	3　年度当初に、全教職員で、防犯マニュアルの内容について共通理解を図っているか。		
Ⅱ　学校安全に関する校内体制の整備	1　学校安全担当者や学校安全に係る委員会を設置したり、教職員の役割分担を明確にしたりするなど、校内組織を整備しているか。		
	2　学校安全についての報告･連絡･相談体制を整備しているか。		
	3　安全教育に関する年間指導計画を作成し、計画的に実施しているか。		
	4　教職員、保護者、地域ボランティア等による校内巡回・防犯カメラなどにより、不審者を早期に発見する体制ができているか。		
	5　不審者情報を把握したり、対応したりするため、関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校との連絡体制を整備しているか。		
Ⅲ　教職員の危機管理意識や能力の向上、研修や訓練の実施	1　不審者侵入などに係る情報を収集し、教職員間で情報交換や意見交換を行い、日頃から情報収集と整理に努めているか。		
	2　安全（防犯）教育の基礎・基本、知識・技能、応急手当、心のケアなどについて研修を実施しているか。		
	3　不審者侵入に係る防犯訓練や防犯教室（「非常通報体制・学校110番」の活用を含む。）を実施し、課題を明確にして改善しているか。		
	4　校長、副校長や教職員間、また、関係機関への、正確な情報を伝達する方法を共通理解し、訓練しているか。		
	5　児童・生徒の緊急避難場所及び避難経路の確保、安全な誘導の仕方について、訓練しているか。		
	6　不審者侵入等を未然に防ぐ学校敷地内の環境づくりに努めているか。		
Ⅳ　不審者侵入防止のための来訪者の確認	1　登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への出入口を管理可能な範囲に限定しているか。		
	2　使用しない門扉の施錠をしているか。		
	3　不審者の立入りを防ぐ看板や「非常通報装置設置」のプレート等を目立つ箇所に掲示して、注意を喚起しているか。		
	4　来校者用の入口を限定し、受付等を明示しているか。		
	5　来校者は、受付で名簿に記入し、来校証や名札等を着用するようになっているか。		
	6　教職員は、来訪者への声掛けなどをして、言動や持ち物等に不審な点はないか確認しているか。		

観　点	具　体　的　点　検　項　目	評価	改善の手立て
Ⅴ　管理下における安全確保の体制 (1) 登下校時	1　児童・生徒に対して、通学路を通って登下校するように指導するとともに、保護者にも周知しているか。		
	2　教職員が実際に通学路を点検し、人通りが少ない、死角が多いなど、地域における危険箇所を把握しているか。		
	3　２について、児童・生徒とともに「地域安全マップ」を作成するなどして、児童・生徒や保護者への注意を喚起しているか。		
	4　万一、危険な状況に遭った場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難ができる場所を児童・生徒に周知しているか。		
	5　万一、危険な状況に遭った場合、対処方法（大声を出す、逃げる等）を日頃から指導しているか。		
(2) 学校で	1　始業前や放課後に、教職員が役割分担し、校内巡回や校門でのあいさつ運動等をして児童・生徒の状況を把握しているか。		
	2　授業中や休み時間に、教職員や保護者、地域ボランティア等を活用して校内巡回を実施しているか。		
(3) 遠足や校外学習、学校行事等	1　実地踏査の際に安全面を十分確認するとともに、綿密な安全計画を立てているか。		
	2　児童・生徒への事前の安全指導を徹底しているか。		
	3　不測の事態が発生した場合の連絡方法について、事前に教職員間で周知徹底しているか。		
(4) 学校公開時	1　学校公開時における来校者のチェック体制や校内巡回体制などを整備しているか。		
	2　外部者に学校施設を開放する場合、開放部分と非開放部分との区別を明確に掲示し、非開放部分への侵入防止の方策（施錠等を含む。）を講じているか。		
	3　学校施設を利用する外部者に対して、利用上の注意事項を説明し、理解と協力を得ているか。		
	4　校庭（体育館）開放や教室開放などの学校開放時に、ＰＴＡや地域住民による学校支援ボランティア等の積極的な協力を得ているか。		
Ⅵ　児童・生徒に対する安全教育（防犯教育）の充実	1　安全教育の一環として防犯教育を教育課程に位置付け、児童・生徒や学校の実態に応じて計画的に実施しているか。		
	2　不審者侵入を想定した避難訓練等を行い緊急事態発生時に児童・生徒に不安を抱かせずに冷静に避難できるようにしているか		
	3　登下校時の通学指導、誘拐や連れ去りに遭わないための対処方法などについて、継続的に指導しているか。		
	4　児童・生徒が自らの身を守る対処方法を知るとともに、主体的に生活安全について学ぼうとする態度を育成しているか。		
	5　児童・生徒に防犯ベル（ブザー）を持たせている場合、その使い方について指導しているか。		
Ⅶ　施設・設備の点検、整備	1　校門、塀、外灯（防犯ライト等）校舎の窓・出入口の破損、錠の状況の点検や補修を年度当初及び定期的に実施しているか。		
	2　通報機器（「非常通報体制・学校110番」、校内緊急通話システム等）、防犯監視システム、警報装置（警報ベル、ブザー等）等を設置している場合、作動状況の点検、警察、警備会社等との連絡体制の確認を行っているか。		

観　点	具　体　的　点　検　項　目	評価	改善の手立て
	3　死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。		
Ⅷ　関係機関等との連携	1　日頃から、不審者情報を得たり、不審者があった場合に速やかに学校周辺のパトロールの協力を得たりするなど、連携を密にしているか。		
	2　「非常通報体制・学校110番」を活用した防犯訓練（防犯教室を含む。）、「セーフティ教室」などを、地元警察や地域と連携して実施しているか。		
	3　不測の事態が発生したときに児童・生徒の心のケアを依頼できるよう、教育相談機関との連携体制を整備しているか。		
Ⅸ　保護者や地域への啓発・連携	1　日頃から、保護者や地域住民、地域の健全育成団体等に対して、児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についての協力を依頼しているか。		
	2　安全管理や安全確保に関する通知文やパンフレット等を家庭等に配布するとともに、保護者会、町会や地域関係者の懇談会等を通じて、安全・安心な学校づくりとその対策について具体的に説明し、理解と協力を得ているか。		
	3　各家庭で、保護者が子供と安全について話し合うなど、家庭における安全指導を喚起しているか。		
	4　毎日の学区域の防犯パトロール、地域でのあいさつ運動、「子ども110番の家」の拡大、地域主催による子供たちの活動など、地域ぐるみの安全（防犯）活動について、具体的取組を依頼したり、その活動に教職員が応援をしたりしているか。		

〔緊急時への体制整備〕

観　点	具　体　的　点　検　項　目	評価	改善の手立て
Ⅰ　周辺において不審者情報がある場合の連絡等の体制	1　地元警察にパトロール等を要請するなど、速やかに警察との連携を図っているか。		
	2　緊急時の児童・生徒の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定め全教職員で共通理解しているか。		
	3　緊急時の登下校の方法について、児童・生徒や保護者が周知しているか。		
	4　緊急時の下校を実施することになった場合、保護者に連絡がとれるシステムがあるか。		
	5　ＰＴＡや地域ボランティアに、校内外の巡回等の協力を得ることが可能か。		

観　点	具　体　的　点　検　項　目	評価	改善の手立て
Ⅱ　不審者の侵入など緊急時の体制	1　正確な情報が直ちに校長、副校長に連絡され、適切な指示が伝達される連絡体制を整備しているか。		
	2　不審者侵入の事実を確認した時点で、「非常通報体制・学校110番」に通報できるようになっているか。		
	3　不審者の移動を阻止したり、別室に隔離したりできるような体制ができているか。		
	4　恐怖感を与えずに、児童・生徒の避難誘導を迅速に行い、児童・生徒の安全確保を確実にできるようになっているか。		
	5　負傷者が出た場合、迅速に応急処置、病院等への搬送ができる体制を整えているか。		
	6　警察、消防などの関係機関と速やかに連絡がとれる体制を整備しているか。		
	7　直ちに、教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援などが得られる体制を整えているか。		
	8　保護者や地域、近隣学校等に対して、迅速に連絡がとれる体制等を整えているか。		
	9　緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への情報提供などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための対策本部を速やかに発動できるようにしているか。		

『リーフレット「子どもの命は大人みんなで守る」（東京都教育委員会）から』

第２章　新興感染症編

通常の季節性インフルエンザや感染性胃腸炎などの流行は、集団で活動する場である学校において感染拡大を起こしている。集団で活動する場である学校においては、感染が起こることはなかなか避けがたいが最小限に抑えることが大切である。未知のウィルスの場合、ほとんどの人が免疫をもっていないため爆発的な流行が起こる可能性が高い。

学校においては、日常的に手洗いの励行等を行い感染予防するとともに児童・生徒の健康状況を注意深く観察し、発熱等が見られた場合は保護者に連絡の上、医者に受診させるなどの速やかな対応を行うことが大切である。

１　平成２１年の新型インフルエンザの流行を振り返って

平成２１年に世界中で大流行した新型インフルエンザ（A(H1N1)pdm09）は、幸いにも強毒性ではなかったものの日本国内における医療機関の受診者数は２，０６８万人と通常の季節性インフルエンザと比較すると２倍以上の受診者数となった。このことからも分かるとおり、多くの人が罹患経験のない感染症は大流行となることが考えられる。

死亡者数についてみると１９８人で、通常の季節性インフルエンザの死亡者数の多い例では約１万人が死亡していることからみても、また、新型インフルエンザの各国の死亡率の比較でみても、低いものだった。ちなみに、日本の死亡率は１０万人当たり０．１６であり、一番高かった米国は３．９６、次いでカナダの１．３２、日本の次に低いドイツでも０．３１であった。東京都でみると更に低く、０．０８となっている。このことは、医療水準が高いほど死亡率も低いという傾向を示しているといえる。

さらに、日本国内の１医療機関当たりの患者数でみてみるとピーク時には全国平均で３９．６３人のところ東京都では２８．０３人であった。人口比でみると東京都の医療機関受診者数は比較的低かったことになる。人口や物流の集中を考えたとき、東京都においては非常にうまく感染の拡大を抑えたということがいえる。東京都においては、学校で流行の初期段階から手洗いうがいの励行、毎日の検温や臨時休業（学校閉鎖等）の基準を早期に示し、学校閉鎖中は不要不急な外出を控えることなどを徹底したことも効果があったのではないかと考えられる。

これらの経験から、未知のウィルスは大流行する可能性が非常に高いが、感染の拡大と死亡者を最小限に抑えることは可能であると考える。平成２１年においては手洗い等が徹底されたため、感染性胃腸炎の流行はほとんど起こらなかった。

２　地域で発生した場合

「教育庁ＢＣＰ（事業継続計画）＜新型インフルエンザ編＞2011年１月」では、都内で強毒性のインフルエンザが発生した場合は、原則として都立学校は閉鎖とするとともに区市町村に対しても公立学校の閉鎖を要請するものとしている。

ただし、地域での罹患状況や毒性を勘案して、どの範囲まで学校閉鎖をするかを判断することとしている。他の新興感染症に関しても新型インフルエンザの場合と同様な対応が取られるので、学校経営支援センター及び学校健康推進課と連絡を密に取るようにする。

３　学校において新たな感染症の発生及びその疑いの児童・生徒が発生した場合

新型インフルエンザが国内発生する前であり、学校において発熱等があり医者にかかった結果、新型インフルエンザと判明した場合は、速やかに学校医、学校の所管の保健所、学校経営支援センター及び学校健康推進課に連絡する。連絡後、学校健康推進課の指示に従い学校閉鎖等を検討する。その他の新たな感染症についても同様である。初動対応については、次のような取組により感染拡大を防ぐように努めるものとする。

⑴ 病名が判明する前にすべきこと

・　発熱や嘔吐があった場合にはマスクを着用させ、他の生徒と接触しないように空き教室で休ませる。体温計による体温測定を行う。また、当該児童・生徒の症状を観察する。他の児童・生徒の健康状態についても確認する。

・　保護者に連絡を取って、当該児童・生徒を引き取りに来てもらう。高校生等であり自分で帰ることができる状態ならば、保護者に連絡の上帰宅させる。病院に受診した結果を連絡してもらう。

・　吐物等の拭き取り、汚染された衣類等の片づけの際には、ビニール手袋やマスク等を用いて、直接の接触を防ぐ。

・　吐物等の拭き取りに使用したペーパータオル等や汚染された衣類等は、衛生的に廃棄するか、捨てられないものは塩素系漂白剤又は熱湯でつけ置き洗いする。

・　吐物のあった床等は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度約 200ppm：市販の塩素系漂白剤の塩素濃度は5～6%なので 250 倍に希釈）で浸すように拭き取る（塩素ガスの発生に注意）。吐物等を処理した場合は、必ず十分な手洗いとうがいを行う。

⑵ 新興感染症と判明した場合

・　直ちに、学校経営支援センターと学校健康推進課に連絡を行い、学校閉鎖等を含めた対応に関して、助言・指導を受ける。ちなみに、強毒性の新型インフルエンザの場合は、「教育庁 BCP（事業継続計画）＜新型インフルエンザ編＞2011 年１月」では、原則として学校閉鎖としている。

４　鳥インフルエンザが野鳥及び家禽で流行しているとき

⑴ 児童・生徒が都内で複数の野鳥の死骸を見つけたとき

・　日本国内で鳥インフルエンザが発生した段階から、複数の野鳥が死んでいた場合、絶対に直接手で触れないように児童・生徒に指導するとともに、学校に連絡するようにさせる。

・　区部の学校では、環境局自然環境部計画課（０３－５３８８－３５０５）に、多摩部の学校では、多摩環境事務所自然環境課（０４２－５２１－２９４８）に、島しょ部の学校では管轄の支庁に連絡する。

⑵ 学校の飼育小屋で家禽が複数死んでいた場合

・　学校で飼育している家禽が複数死んでいた場合は、上記と同様に絶対に児童・生徒に直接手で触らせないで、教職員がマスクとビニール手袋を着用した上で処理をする。学校経営支援センター、学校健康推進課及び所管の家畜保健衛生所に連絡する。

・　飼育小屋に関して、日常的に屋根や網の破れがないように整備をしておくことが、野鳥から鳥インフルエンザを家禽に感染させないために重要である。

第３章　大規模な事故編

第１　大規模な停電

１　特別支援学校への自家発電設備の設置

・　停電時に、電気を校内の要所（体育館、校長室、経営企画室、保健室、昇降口等）へ給電するための設備として全校に設置しているが、発電機の運転可能時間は、学校によって異なる。

・　これらの要所には非常時用コンセントが設置され、災害時用の仮設型照明器具、携帯ランプ、電源コードなど一式が各校に備えてある。

・　長時間にわたり停電状態が続くことが見込まれる場合、自発呼吸ができない等の児童・生徒のための電源を確保するため、備蓄しているガソリン（災害時帰宅支援ステーション用のガソリンを含む。）を生命優先に使用するとともに近隣のガソリンスタンドでガソリンを購入するなどの措置を取る。

２　全都立学校への非常用発電機の設置

災害時帰宅支援ステーションとして、停電時の投光用として全都立学校に非常用発電機を設置している。この発電機を避難所用としても活用する。

３　東京電力の対応

病院等の医療施設等や避難所に対しては、優先的に送電を行うとしている。

４　エレベーター閉じ込め対策

都立学校におけるエレベーター閉じ込め対策は、震災時の安全性の確保及び既存エレベーターの閉じ込め防止対策として計画的に実施している。

旧耐震基準以前に高校に設置したエレベーター164台（平成21年4月時点）のうち、閉じ込め対策が必要なものは152台あり、そのうち100台については、平成21年度末までに安全装置（※１Ｐ波感知型地震時管制運転装置、※２停電時自動着床装置、※３リスタート運転機能）の取付けを完了した。

残りの52台については、設備自体の老朽化も進行しており、現設備への安全装置の取付けができない学校には、改築や大規模改修などの機会も活用しながら、平成２７年度末までに計画的に更新していく。また、都立特別支援学校については、全てのエレベーターの対策を完了した。

なお、全てのエレベーターには、大震災などで万が一ロープが切れた場合に備えて、非常停止装置が付いている。

※１　初期微動（Ｐ波）を感知すると本震（Ｓ波）が到着する前に最寄階に停止してドアを開き、乗客を降ろす装置である。本震（Ｓ波）が小さい場合には通常運転に戻るが、震度４以上の揺れを感知した場合には、運転を休止する。

※２　エレベーターが停電により階と階との間に停止した場合に、バッテリー電源により自動的にエレベーターのかごを最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込められていた乗客を救出する装置である。

※３　地震を感知して救出運転中に他の安全装置が作動し階と階との間に停止した場合でも、安全装置が復帰し一定の安全条件が満たされている場合には、かごを最寄階まで低速運転で着床させた後にドアを開き、閉じ込められていた乗客を救出する機能である。

第２　爆破予告等における対処事例

１　電話による犯行予告の場合

不審者：爆発等予告の電話

↓ 受信

職　　員

○　下記「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
○　相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り（予めサイン等を決めておく）、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
○　電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
○　予告電話をいたずら電話と感じた場合でも校長（不在の場合は次順位の者）へ報告する。

【犯行予告等への対応表】

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を･どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・どうなるか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的･動機･原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認（電車の走行音、放送等）

↓ 報告　　直ちに通報

校長
（不在の場合は次順位の者）

→ 警察

↓ 報告（直ちに電話等で第一報を入れる。）

（事故発生報告等事務処理要綱による。資料３―９参照）

☆爆破等予定時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人が避難する。
　爆破等予定時刻に余裕がある場合は、警察や学校経営支援センターと協議し、適切に対応する。

不審物を検索する場合は･･･
○　爆破等の予定時刻まで余裕がある場合など、警察からの指示を受けた上で不審物を検索する際には、本庁舎にあっては総務課長、事業所にあっては庶務担当課長等、学校にあっては校長（不在の場合は次順位の者）の指揮の下で行う。
○　指揮者は、可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域･不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
○　検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任をもって検索を行い、不審物発見に努める。

2　不審物（爆発物、核、ウィルス・細菌、化学剤の疑いがある物等）を発見した場合

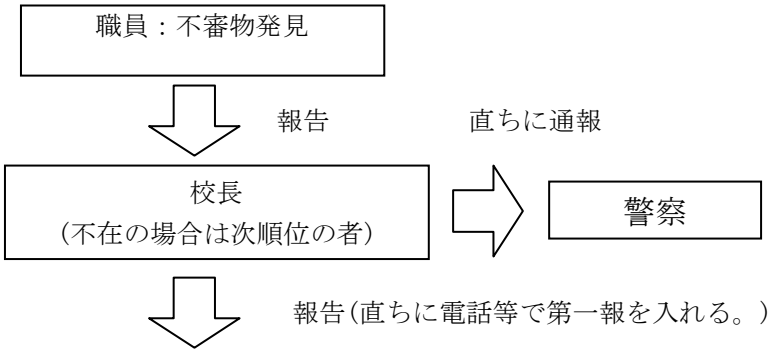

（事故発生報告等事務処理要綱による　資料３―９参照。）

○　不審物には一切触れない。
○　警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウィルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
○　中身が飛散する恐れがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
○　核、ウィルス・細菌等、被爆若しくは感染する疑いのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
○　汚染された恐れのある人は速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
○　汚染の恐れのある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
○　警察を通じて保健所から連絡が来るので、その前に慌てて医療機関に駆け込む必要はない。ウィルス・細菌の場合は潜伏期間があるので直ちに自覚症状が起こることはまずないが、何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

【不審物等に対する着眼のポイント】
○　導火線、乾電池、時計の設置
○　火薬等の薬品臭
○　金属や粉のような物が入っている。
○　秒を刻むような音がしている。
○　包装に粉等が付着している。
○　不自然な形状や重さ　　など

第４章　テロ、NBCR災害編

第１　テロ行為

警察庁組織令第17条は、テロリズムを「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動」と定義している。

米国の連邦捜査局（ＦＢＩ）は、テロ行為を「政治的又は社会的目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、又は威圧することを企図して人間又は財産に対して非合法的なかたちで武力を行使すること」と定義している。

この定義によると、テロ行為は、次の三つの要素からなる。

○　政治的又は社会的な目的に裏付けられている。
○　脅威を与え又は威圧することを企図している。
○　非合法的で、武力の行使を伴う。

したがって、政治的、社会的な目的をもたない爆発事件、脅威を与えることを企図しない自動車事故、武力の行使を伴わない火災などは、大規模なものであってもテロ行為に該当しない。しかし、事件の発生当初は、その目的や企図は不明であることが多いから、「テロ行為」と断定されるのは、事件の全貌がほぼ解明された段階となる。

１　テロ行為の分類

○　核兵器（Nuclear）
○　生物兵器（Biological）
○　化学兵器（Chemical）
○　放射性物質（Radiological）
○　放火（Incendiary）
○　爆発物（Explosive）
○　サイバーテロ（Cyber　terrorism）

２　テロの標的対象

(1) 政府又は軍施設
(2) 防衛関連企業、銀行、証券取引所
(3) エネルギー、情報通信、交通などの重要インフラ施設
(4) 銃砲、火薬類を保管する施設
(5) スポーツ会場、コンサート会場、遊園地等のイベント会場

【出典】「危機管理実務必携」危機管理実務必携編集委員会：（株）ぎょうせい

であるが、学校がテロの標的になることも十分に考えられるので注意が必要である。

３　テロが行われる（た）場合

(1) 事前に犯行声明が行われた場合

当該校以外の特定の場所に生物兵器等を仕掛けたなどの犯行声明が行われた場合、生物兵器などは、風向きにより独自に判断しては危険な場合があるので冷静に本庁からの指示により対処する。

当該校に生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、「第３章　第２　爆破予告等における対処事例　１電話による犯行予告の場合」に従って行動する。

(2) 事前に犯行声明がなかった場合

「第３章　第２　爆破予告等における対処事例　２不審物（爆発物、核、ウィルス・細菌、化学剤の疑いのある物等を発見した場合）」に従って行動する。

第２　NBCR災害（テロによる場合を含む）

ＮＢＣＲ災害とは

核（物質）(Nuclear)、生物剤（Biological)、化学剤（Chemical）、放射性物質（Radiological）に起因する災害をいう。 ここでは、「東京都ＮＢＣ災害対処マニュアル」からそれぞれの災害の概要と特徴、基本対応を示す。

１　核（物質）による災害

(1) 核（物質）の概要と特徴

ア　概要

○　都内には原子力施設が存在せず、他県にある原子力施設における「防護対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも都の地域が含まれていないことから、一般的に、原子力による災害が発生する可能性は低いと考えられる。一方、都内の医療・研究施設には、放射性同位元素などの放射性物質を取り扱っているものが多く存在するが厳しい法規制等の下で、厳密に管理されている。

○　核物質等が盗難などにあった場合、それらがテロなどに悪用される可能性があるので、適切に保管管理をする必要がある。核物質を使用し、又は核物質取扱施設等を攻撃してその放出を狙ったものを核（物質）テロという。

イ　特徴

核（物質）テロ災害には、次のような特徴が挙げられる。

○　放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できず、被害に遭った時の被ばくの有無がわかりづらい。

○　放射線量は機器により測定できるが、テロ発生の初期段階では、災害の把握が困難であり、原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。

○　一般的に放射線に関する知識が少ないため、不安を抱きやすい。

○　風評被害をはじめ、人心不安の面で影響が大きい。

(2) 核（物質）テロに対する基本対応

ア　人心不安対策

放射線や放射性物質の存在は五感では感じることができないので、被害の程度など災害の影響がわかりにくく、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがある。このため、確実な避難等の措置を講ずるためには、被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供することが重要である。

イ　災害現場における基本的対応

災害現場における基本対応災害現場において放射線の放出が少しでも疑われる場合には、その放出があるものと仮定して行動することを原則とし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づいて国と連携を図りながら、原子力災害の特徴を踏まえて対処することを基本とする。

２　生物剤による災害

(1) 生物剤の概要と特徴

ア　概要

○　生物剤とは、微生物であって、人間又は動植物の生体内で増殖する場合に、これらを発病させ、死亡させもしくは枯死させるもの又は毒素を生産するもの（生物兵器禁止条約の実施に関する法律）と定義され、これら生物剤がテロリストの兵器として使用されるものを生物テロと呼称している。

○　ＷＨＯでは生物テロに使用される可能性の高いものとして２９の病原体をあげており、さらに米国疾病管理予防センターでは、特に危険性が高く早期に対策の必要性があるものをカテゴリーＡとし、カテゴリーＡには天然痘、炭疽、ペスト、ボツリヌス症、野兎病、エボラ出血熱等が指定されている。

イ　特徴生物テロ災害は、次のような特徴があげられる。

○　生物剤は、使用時における検知が困難であり、発症しても人為的か非人為的か、又は集団感染か個別発生か分からない場合が多い。

○　感染した者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。

○　通常発症しない病気が発現する。

(2) 生物剤に対する基本対応（天然痘を例に）

天然痘は、主として飛沫感染によりヒトからヒトへと感染することから、適切なまん延防止措置を行い二次感染の拡大を防止する体制を構築する。

また、早期に的確な保健医療対応がなされれば、まん延は防御できることから、迅速な初動対応のための体制を確保したうえで、平常時から区市町村、警察、消防等との連携を強化しておくことが必要である。

３　化学剤による災害

(1) 化学剤の概要と特徴

ア　概要

化学剤とは、一般に化学兵器に使用される化学物質を指し、その毒性や刺激性などを利用して人体及び動植物等に被害を与えるものと定義されている。これら化学剤がテロリストの兵器として使用されるものを化学テロと呼称している。

イ　特徴

通常の化学災害と比較したときの化学テロ災害の特徴

○　通常は化学物質を取り扱うことのない場所で、局所的に集中して急性症状を有する死傷者が発生し、原因物質の特定が困難である。

○　一般的に目や気道（口、鼻）、皮膚等に刺激的な症状が出現する。

○　殺傷目的で合成された物質の場合、毒性が強く、即効性が高く、致死的である。

○　建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。

○　同時多発、広範囲散布の可能性がある。

(2) 化学テロに対する基本対応

化学テロ災害発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の拡大に影響を与えかねないことから、防災機関が連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。

また、東京都各部局は、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年4月21日法律第78号）第４条に基づく警察官等の措置に関し、協力を求められた場合は、必要な協力を行うこととしている。

４　学校において共通する対応

○　「第３章　第２　爆破予告等における対処事例　２不審物（爆発物、核、ウィルス・細菌、化学剤の疑いのある物等）を発見した場合」に従って行動する。

○　ＮＢＣＲ災害時には、東京都危機管理対策会議が開かれ、東京都災害対策本部（以下、都本部）が設置される。

○　都本部等は、災害の規模、程度から付近住民の避難が必要と判断した場合、当該区市町村長に通報する（住民への具体的な避難勧告は、区市町村が行う。）。

○　当該区市町村から協定により避難所開設が求められた場合、教職員は協力する。

○　児童・生徒の避難に関しては、教育庁危機管理対策本部からの指示によること。

対策を講じる上での留意事項
・迅速、確実な情報連絡体制の確立
・指示（命令）の迅速な伝達と各局の有機的な連携
・各災害の特性に応じた適切な対策の実施

☆　詳しいことは、総務局総合防災部ホームページ「東京都ＮＢＣ災害対処マニュアル」を参照
http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/knowledge/pdf/nbc/nbc_manual.pdf

第３　教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

国内外で大規模テロリズムが発生した場合、警戒レベルごとに点検・警備対応を行い児童・生徒、都民等の身体・生命及び財産の安全確保を図るため平成23年５月に「教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針」（資料２－１２参照）を策定した。

今後、テロが想定される場合は、本指針に基づき校内体制を整え、適切に対応することとなる。

事故・事件に対しての学校への指示及び情報提供

大規模な事件・事故が発生した際には正確な情報を得て、的確な判断の下に行動することが身の安全を守ることになる。

学校においては、事件・事故に対して正確な情報を得ることが求められ、その手段として「災害時等緊急連絡システム」を活用する。本庁は「災害時等緊急連絡システム」を通して各都立学校に対し、事故・事件に対する学校への指示及び情報提供を行う。